

(仮称) 一宮市第 1 共同調理場整備運営事業

実施方針

令和 3 年 3 月 2 6 日

一宮市

目次

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	実施方針の周知等に関する事項	3
3	特定事業の選定方法等に関する事項	4
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	5
1	事業者選定に関する基本的な考え方	5
2	応募者の備えるべき参加資格要件	5
3	選定の手順及びスケジュール（予定）	8
4	募集及び選定手続等	8
5	事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項	9
6	契約等に関する事項	10
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	12
1	予想される責任及びリスクの分類と市と事業者での分担	12
2	求められる業務水準	12
3	履行保証等に関する事項	12
4	市による事業の実施状況のモニタリング	12
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1	立地に関する事項	14
2	施設要件に関する事項	14
3	土地に関する事項	16
第5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	17
1	係争事由に係る基本的な考え方	17
2	管轄裁判所の指定	17
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1	本事業の継続に関する基本的な考え方	18
2	本事業の継続が困難となった場合の措置	18
3	金融機関と市との協議	18
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	19
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	19
3	その他の支援等に関する事項	19
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
1	情報公開及び情報提供	20
2	本事業において使用する言語等	20
3	応募に伴う費用の負担	20
4	問合せ先	20

別紙

- 1 リスク分担表（案）

様式

- 1 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) 一宮市第1共同調理場整備運営事業 (以下「本事業」という。)

(2) 公共施設の管理者

一宮市長 中野 正康

(3) 事業目的

一宮市 (以下「市」という。) では、一宮地区の47の小中学校について、南部学校給食共同調理場及び北部学校給食共同調理場で調理した給食を提供しているが、両調理場は開設から40年以上が経過し、老朽化が著しく進んでいる。

一方、食の安全・安心に対する社会的な要請は、O157などの食中毒問題や産地偽装等、衛生管理上の問題に加え、近年の食物アレルギー反応による重大事故の発生を契機として一段と高まっており、また、食育基本法 (平成17年法律第63号) の制定や学校給食法 (昭和29年法律第160号) の改正により、児童生徒の食生活と密接に関わる学校給食への食育や地産地消を推進することに対する期待はとて大きくくなっている状況である。

こうしたことから、市は、平成30年度に「(仮称) 一宮市第1共同調理場整備運営計画」を策定し、新たな学校給食共同調理場建設の早期実現を目指してきた。

本事業は、当該調理場の整備運営の一括発注・性能発注・長期契約により、民間のノウハウを最大限に引き出し、市の財政負担の軽減と業務水準の向上を図るものである。

(4) 対象となる事業概要

1日あたり10,000食の供給能力を有する学校給食共同調理場の設計・建設及び維持管理・運営を行う。

なお、本事業用地は元々民有地であったものを市が取得したものであり、取得に向けて市は、令和2年9月に事業認定申請を行ったところであるが、当該申請に際しては設計図書が必要となることから、市は令和2年度に基本設計を完了している。

(5) 事業方式の概要

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) (以下「PFI法」という。) に基づき実施し、事業方式は、BTO (Build-Transfer-Operate) 方式とすることを想定している。

(6) 事業範囲

事業範囲は、以下のとおりとする。詳細は、募集要項等において示す。

なお、前述のとおり、基本設計は令和2年度に完了しているため、本事業の範囲には含まない。

設計・建設業務	実施設計業務
	建設業務
	工事監理業務
開業準備業務	
維持管理業務	建築物保守管理業務
	建築設備保守管理業務
	附帯施設保守管理業務
	調理設備保守管理業務
	食器食缶等保守管理業務
	施設備品等保守管理業務
	清掃業務
	警備業務
運営業務	食材検収補助業務
	調理業務
	衛生管理業務
	配送・回収業務
	洗浄等業務
	食育の推進支援業務
	その他
セルフモニタリング	

(7) 事業者の収入

事業者の収入は、次のものからなる。

なお、支払い方法の詳細は、募集要項等において示す。

1) 本施設の実施設設計・建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価

市は、事業契約に基づき、事業者が実施する本施設の実施設設計・建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価を支払うものとする。なお、市は、当該サービス対価のうち事業契約に定める一定額を、本施設の市への所有権移転後に事業者支払い、その残額を維持管理・運営期間中において均等に支払うものとする。

2) 開業準備に係るサービス対価

市は、事業契約に基づき、本施設が事業者から市に所有権移転した日から運営開始日の前日までの間（開業準備期間）に事業者が実施する本施設の開業準備に係るサービス対価を、事業者を支払うものとする。

3) 維持管理・運営に係るサービス対価

市は、事業契約に基づき、運営開始日から事業期間終了日までの間（維持管理・運営期間）に事業者が実施する維持管理・運営業務に係るサービス対価を、事業者を支払うものとする。

なお、当該サービス対価は、固定費と変動費に分け、固定費には、施設・設備の保守管理、清掃、警備及び備品調達並びに提供食数に関係なく生じる調理人件費、光熱水費等が含まれ、変動費には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定している。

(8) 事業スケジュール (予定)

契約締結日	令和4年3月下旬 (令和4年一宮市議会3月定例会議決後)
設計・建設期間	令和4年3月下旬 (契約締結日の翌日) ~令和6年6月30日
開業準備期間	令和6年7月1日~8月31日
供用開始	令和6年9月1日
維持管理・運営期間	令和6年9月1日~令和22年3月31日 (15年7か月)

(9) 本事業の実施にあたり遵守すべき法規制・適用基準等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書において示す。

2 実施方針の周知等に関する事項

(1) 実施方針及び要求水準書 (案) に関する質問書の受付

実施方針、要求水準書 (案) に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付ける。なお、これ以外による質問の提出は無効とする。

○提出方法 : 質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針及び要求水準書 (案) に関する質問書 (様式1) に必要事項を記入の上、電子メール (ファイル添付) にて提出すること (質問書のファイル形式は Microsoft Excel とし、ファイルの容量が5MB を超える場合には、適宜、分割して提出することとする)。電子メール による提出の際は、件名に「質問書_ (会社名) No.●● (何通目のメールかを示す2桁の番号)」と表記すること。市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信する。万一下記受付期間内に返信がない場合は、以下の提出先に記載されている担当者まで連絡すること。

○対象者 : 本事業への参画を検討している者

○提出先 : 担当部署 : 一宮市教育文化部学校給食課

担当者 : 森、浅井、松岡

TEL : 0586-28-8650

E-mail : gakkokyushoku@city.ichinomiya.lg.jp

○受付期間 : 令和3年4月7日 (水) 15時まで

(2) 実施方針及び要求水準書 (案) に関する質問への回答

実施方針及び要求水準書 (案) に関する質問書に対する回答は、令和3年4月中旬を目途に、一宮市ウェブサイトにて公表する。なお、質問を行った者の氏名・所属等は公表しない。また、実施方針または要求水準書 (案) に関連しないと市が判断した質問に対しては、回答をしない場合がある。

(3) 実施方針の変更

実施方針は公表後の質問または市での検討を踏まえ、必要に応じて変更する場合がある。変更を行った場合には、変更後の実施方針を一宮市ウェブサイトにて速やかに公表する。

3 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 基本的な考え方

PFI 法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」、「VFMに関するガイドライン」、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することにより、市自らが実施した場合に比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断された場合に、特定事業として選定する。

(2) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断結果を評価の内容とあわせて、一宮市ウェブサイトにて公表する。なお、選定しない場合においても、同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、事業者に学校給食共同調理場の実施設計、建設、工事監理、所有権移転、維持管理、運営及びこれらに付随し関連する全ての業務の実施を求めるものである。事業期間も長期間にわたることから、事業者には、本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係るサービス対価及び事業提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

- 1) 応募者は、設計業務にあたる者（以下「設計企業」という。）、建設業務にあたる者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務にあたる者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理業務にあたる者（以下「維持管理企業」という。）及び運営業務のうち調理業務にあたる者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、必要に応じて、その他の者（以下「その他企業」という。）として、調理設備調達・搬入設置業務、配送・回収業務などを行う企業を含むことができることとする。
- 2) 複数の業務を同一の企業が兼ねることは可能とする。ただし、建設企業と工事監理企業については、兼務することはできない。また、相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。
- 3) 一応募者の構成員（特別目的会社に出資し、業務を直接受託する者）または協力会社（特別目的会社に出資せず、業務を直接受託する者）は、他の応募者の構成員または協力会社になることはできない。また、一応募者の構成員または協力会社のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員（代表企業を除く。）または協力会社が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- 4) 設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業は、市が募集要項等において提示する当該業務の一部を第三者に委託することができる。

(2) 応募者の資格要件等

応募者は、参加表明書提出時に代表企業の名称を明記し、必ず当該代表企業が応募手続きを行わなければならない。応募に当たっては、応募者は構成員及び協力会社の名称及び携わる業務を、それぞれ参加表明書に明記しなければならない。

(3) 応募者の参加資格要件

応募者は、それぞれ次に掲げる資格要件を満たすこと。

なお、複数の業務の資格要件を全て満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、ま

た、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う1者が資格要件を全て満たすこと。ただし、建設業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う1者が建設企業の資格要件を全て満たし、他の者は建設企業の資格要件の①を含む複数を満たしていること。

- 1) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- 2) 設計企業は、以下の要件を満たしていること。
 - ① 令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - ③ 平成23年4月1日以降、公募日の前日までに、ドライシステムの学校給食共同調理場(学校給食法第6条に規定するもの)の実施設計の実績を有していること。
- 3) 建設企業は、全ての企業が①及び②の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。
 - ① 令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ② 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
 - ③ 建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値(P)が900点以上であること。
 - ④ 平成23年4月1日以降、公募日の前日までに、公共施設の施工実績(元請けとして完成・引渡し完了した実績)を有していること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。
- 4) 工事監理企業は、以下の要件を満たしていること。
 - ① 令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ② 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - ③ 平成23年4月1日以降、公募日の前日までに、ドライシステムの学校給食共同調理場(学校給食法第6条に規定するもの)の工事監理の実績を有していること。
- 5) 維持管理企業は、令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 6) 運営企業は、以下の要件を満たしていること。
 - ① 令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ② 学校給食施設または集団調理施設(同一メニューで1日6,000食以上を提供する調理施設)等における調理業務の実績及び運営能力を有していること。
- 7) その他企業は、令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(4) 構成企業の制限

応募各社は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類を提出した時点で、以下の要件を満たすこと。

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2) 市の指名停止処分を受けていないこと。
- 3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者(同法

に基づく更正手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。

4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。

5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第107条によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法施行による改正前の商法(明治32年法律第48号)の規定による整理開始の申立てがなされている者または整理開始を命じられている者(同法に基づく会社の整理終結の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。

6) 「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」(平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結)に基づく排除措置を受けている者でないこと。

7) 市が本事業について、基本設計業務を委託した企業及びアドバイザー業務を委託している企業(当該企業と本アドバイザー業務において提携関係にある企業を含む)でないこと。また、アドバイザー業務を委託している企業と、資本金面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、基本設計業務を委託した企業は、株式会社大建設(所在地：東京都品川区東五反田5丁目10番8号)である。

また、アドバイザー業務を委託している企業(提携関係にある企業を含む)は、以下のとおりである。

- ① 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
(所在地：東京都港区虎ノ門5丁目11番2号)
- ② 株式会社学給絵所舎
(所在地：東京都国立市西2丁目26番43号)
- ③ 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
(所在地：東京都千代田区内幸町2丁目2番2号)

注)「資本金面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、または企業の出資の総額の100分の50を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

8) 学識経験者等により構成する(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員が属する法人その他の団体でないこと。

(5) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日を基準として行う。ただし、応募各社が、参加表明書提出以降、優先交渉権者決定前までに、上記要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(6) 応募者の構成員等の変更

参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力会社の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事象が生じた場合は市と協議を行うこととする。協議の結果、市が妥当と判断した場合は、事業提案書提出の時より以前であった場合に限り、代表企業を除く応募者の構成員及び協力会社について参加資格の確認を受けた上で、変更することができるものとする。

また、事業提案書の提出以降、契約締結までの期間における代表企業以外の構成員及び協力会社の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認めるものとする。

3 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおり。

日 程（予定）	内 容
令和3年 3月26日	実施方針及び要求水準書（案）の公表
公表後～4月7日	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問の受付
4月中旬	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び回答の公表
4月下旬	特定事業の選定及び公表
5月下旬	公募公告（募集要項等の公表）
6月上旬	募集要項等に関する質問（1回目）の受付
6月下旬	募集要項等に関する質問（1回目）及び回答の公表
7月上旬	募集要項等に関する質問（2回目）の受付
7月下旬	募集要項等に関する質問（2回目）及び回答の公表
8月上旬	参加表明書及び資格審査書類の受付
8月下旬	資格審査結果の通知
9月下旬	事業提案書の受付 ※ なお、提案審査において、各応募者によるプレゼンテーション及び委員による質疑の機会を設ける。日時については後日、応募者に対して通知する予定。
11月下旬	優先交渉権者及び次点者の決定
12月上旬	基本協定の締結
令和4年 1月下旬	仮契約の締結
3月下旬	事業契約の締結（※）

※ 本事業の実施にあたっては、市議会議決後、事業契約締結となる。

4 募集及び選定手続等

(1) 公募公告、募集要項等の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、公募公告を行い、募集要項等を公表・交付する。

(2) 募集要項等に関する質問及び回答の公表

募集要項等の記載内容についての質問を受け付ける。また、質問は、市の回答とともに公表する。
なお、具体的な日程、申込み方法等は、募集要項において示す。

(3) 参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知

本事業の応募者に、本事業に関する参加表明書、参加資格審査に必要な書類の提出を求める。

資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、これらの書類の提出の時期、提出の方法及び資格審査に必要な書類の詳細等については、本事業の公募公告時に公表する募集要項等において示す。

(4) 提案価格書及び事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、募集要項等に基づき提案価格書及び本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求める。

なお、提案価格書及び事業提案書の提出の時期、提出の方法及び事業提案に必要な書類の詳細等については、募集要項等において示す。

(5) 優秀提案者及び次点提案者の選定

「第2 5 (1) 審査に関する基本的な考え方」、「第2 5 (2) 審査の内容」及び「第2 5 (3) 審査手順に関する事項」を参照すること。

(6) 優先交渉権者及び次点者の決定並びに審査結果及び評価の公表

「第2 5 (4) 優先交渉権者及び次点者の決定」及び「第2 5 (5) 審査結果及び評価の公表」を参照すること。

(7) 事業契約等の締結

「第2 6 契約等に関する事項」を参照すること。

5 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

事業提案の審査は、審査委員会において行う。審査は資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

(2) 審査の内容

市は、審査委員会を設置し、審査委員会において、本事業に係る提案価格とともに、事業方針、事業実施体制及び各業務に係る事業計画等について総合的に評価を行う。

審査委員会は、以下の委員により構成される。

- 委員長 : 加藤義人 (岐阜大学 工学部 客員教授)
- 副委員長 : 鈴木賢一 (名古屋市立大学大学院 芸術工学研究科 教授)
- 委員 : 上原正子 (愛知みずほ短期大学 客員教授)
- 委員 : 松川貴広 (一宮市まちづくり部 建築担当部長)
- 委員 : 野中裕介 (一宮市教育文化部 部長)

なお、応募者が、優先交渉権者決定前までに、審査委員会の委員に対し不要な働きかけを行った場合、失格とする。

(3) 審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行う。なお、提案審査において、各応募者によるプレゼンテーション及び委員による質疑の機会を設ける。

1) 資格審査

応募者の各構成企業が「第2 2 応募者の備えるべき参加資格要件」に記載している参加資格要件を満たしているかどうか審査する。満たしていないと判断する場合には失格とする。

2) 提案審査

提案審査は、下記の定量的評価及び定性的評価を行い、その加算によって最も優れた提案を行った応募者（以下「優秀提案者」という。）及びその次に優れた提案を行った応募者（以下「次点提案者」という。）を選定する。

① 定量的評価

提案価格を点数化して評価を行う。（点数化方法は募集要項等において示す。）

② 定性的評価

応募者が提出した事業提案書に基づき、事業方針、事業実施体制及び各業務に係る事業計画等の項目についての事業提案内容を勘案して評価を行う。詳細は募集要項等において示す。

(4) 優先交渉権者及び次点者の決定

市は、審査委員会の評価結果を答申として受け、優秀提案者を優先交渉権者、次点提案者を次点者として決定し、通知する。

(5) 審査結果及び評価の公表

審査の結果及び評価は、一宮市ウェブサイトにて公表する。

(6) 提案書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

事業提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用することで生じる責任は、原則として事業提案を行った応募者が負う。

なお、提出を受けた書類は、事業者の選定、選定結果の公表及び議会での説明のためにのみ用いる。

6 契約等に関する事項

(1) 基本協定の締結

市と優先交渉権者の全構成員は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立等

- 1) 優先交渉権者は、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社を仮契約締結前までに一宮市内に設立するものとする。
- 2) 特別目的会社は、会社法（平成17年法律第86号）に定める資本金1,000万円以上の非公開会社（株式会社のうち公開会社（その発行する全部または一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社）でないもの）であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社とする。
- 3) 特別目的会社は、市が認める場合を除き、本事業以外の事業を実施できないものとする。
- 4) 応募者の構成員の全ては、特別目的会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとする。
- 5) 特別目的会社に対して出資する者は、事業契約が終了するまでは特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならないものとする。

(3) 事業契約の締結

市は、基本協定締結後、事業者と本事業の契約に関する協議を行い、仮契約を締結し、議会の議決を経た後に事業契約を締結するものとする。詳細については募集要項等において公表する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類と市と事業者での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に、また、より低廉なコストで公共サービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負う。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負う。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、別紙1に示すとおり。

なお、別紙1で示したリスク分担は現段階の案であり、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問回答や市内部での検討を踏まえて調整を行った後、募集要項とあわせて公表する事業契約書（案）により、リスク分担に関する条件を明確化する。

2 求められる業務水準

本事業の実施に際して求められる業務水準は、要求水準書及び事業提案によって定められる。

3 履行保証等に関する事項

事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するため、次の方法などにより事業契約の保証を行うことを想定している。詳細は募集要項及び事業契約書（案）において示す。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

4 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

事業者が実施する本施設の実施設計、建設、工事監理、維持管理及び運営等の業務が、業務水準を達成しているかどうかについて確認を行うため、モニタリングを行う。事業者は、市の求めに応じて、モニタリングに協力する。

なお、本事業において業務水準を満たすことは事業者の責務であり、市が行ったモニタリングの結果によって免責されるものではない。

(2) モニタリングの時期

モニタリングの具体的な時期については、募集要項等において示す。また、事業契約において定める。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、募集要項等において示す。また、事業契約において定める。

(4) モニタリングの費用の負担

市の実施するモニタリングに関して、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とする。その他、市が行う作業等に必要となる費用は市の負担とする。

(5) 事業者に対する支払額の減額等

市がモニタリングを行った結果、業務水準が維持されていないと判断された場合、改善勧告、支払額の減額、契約解除等の対象となる。

なお、減額等の考え方については、募集要項等において示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

所在地	一宮市浅井町東浅井字大島1547番2他	
敷地面積	約9,800㎡	
都市計画	用途地域	市街化調整区域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
インフラ	上水道	あり
	下水道	なし
	ガス	一定の条件のもとに東邦ガス(株)が同社負担で敷地南側近辺まで中圧Bガス管を延伸可。詳細は要求水準書を参照。

2 施設要件に関する事項

(1) 基本的な考え方

市が平成30年度に策定した「一宮市学校給食共同調理場整備基本計画」及び「(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営計画」をふまえ、かつ、市が令和2年度に完了した本施設の基本設計を前提として、より良い提案を求める。詳細は、募集要項等にて提示する。

(2) 施設の規模

1日当たり10,000食の供給能力を有する施設とする。給食提供の対象となる児童生徒数及び教職員数の推計は要求水準書を参照。

(3) 施設概要

本施設の基本的な構成は下記のとおりであり、基本設計に従うものとする。詳細は、要求水準書にて提示する。

区分		諸室	
本施設	給食エリア	汚染作業区域	荷受室(野菜類、肉魚類)
			検収室(野菜類、肉魚類)
			前室
			皮むき下処理室
			野菜下処理室
			肉魚類下処理室
			割卵室
			食品庫、計量室
			野菜下処理解器具洗浄室
			肉魚下処理解器具洗浄室
			ゴミ庫段ボール置き場

区分		諸室		
	非汚染作業区域	回収風除室		
		特別洗浄室		
		洗浄室		
		洗剤庫		
		残菜処理室		
		ゴミ庫		
		野菜上処理室		
		煮炊き調理室		
		揚物・焼物・蒸物調理室		
		和え物室		
		アレルギー対応調理室		
		器具洗浄室		
		非汚染作業区域器具洗浄室		
	配送風除室			
	コンテナプール			
	準備区域	作業準備室・手洗室、配送前室、回収前室、栄養士前室		
	その他区域	油庫、廃油庫、倉庫		
	事務エリア	一般エリア	風除室	
			玄関、ホール	
			市職員事務室	
更衣室				
給湯室				
職員トイレ				
書庫				
会議室				
研修室 (1・2)				
テストキッチン				
食育ホール、見学通路、体験コーナー				
倉庫				
外来トイレ (男・女)				
多目的トイレ				
職員・調理員エリア		調理員玄関		
		委託業者事務所		
		食堂		
	休憩室 (男・女)			
	更衣室 (男・女)			
	トイレ (男・女)			
リネン庫、洗濯室、乾燥室				
その他	運転手控室、更衣室、運転手トイレ、エレベーター、ボイラー室、換気機械室、消火ポンプ室、小荷物昇降機			
付帯施設	駐車場 (職員用、来客用、車椅子利用者用、従業員用、バス用、配送車用)、駐輪場、キュービクル、除害設備地上機械置場、埋設排水処理槽、ガスガバナー室、埋設浄化槽、埋設雨水貯留槽			

3 土地に関する事項

市は、本事業の実施にあたり特定事業の用に供するために、原則として事業契約締結後から本施設の引渡しまでの間、事業者との間で土地使用貸借契約を締結し、これに基づいて市有地である事業用地を事業者へ現状有姿で無償貸付することを予定している。貸付開始時点での事業用地は、道路構造物（道路舗装や側溝等）や土留板があり、樹木伐採後の切株や根、低木や草、境界柵その他の物件等が存在する可能性があることに留意すること。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意を持って協議し、協議が調わない場合には、事業契約に定める具体的な措置に従う。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争（裁判所の調停手続きを含む）については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定性、継続性を確保するため、事業契約書において、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置を採る。なお、市が考える措置の詳細については、募集要項とあわせて公表する事業契約書（案）において示す。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約に規定する要求水準を満たさない場合、その他事業契約において定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間以内に改善策の提出及び実施を求める場合がある。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。

事業者の倒産又は財務状況の著しい悪化により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。

市が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行う。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約書に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合、市は事業者が生じた損害を賠償するものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

3 金融機関と市との協議

市は、事業の継続性を確保する目的で、事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関と直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する場合がある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。

ただし、本事業の実施に関し、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、市と事業者で協議する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、施設整備費に相当する対価の一部について、交付金等により調達し、設計・建設期間及び所有権移転手続き終了後速やかに事業者に支払う予定である。

3 その他の支援等に関する事項

本事業の実施に際し、必要となる許認可等の取得に際して、市は必要に応じて協力する。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、ウェブサイト等を通じて行う。

本事業に係るウェブサイト

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kurashi/gakkou/1000162/1039202.html>

2 本事業において使用する言語等

本事業への応募及び本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

3 応募に伴う費用の負担

本事業への応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

4 問合せ先

担当部署 : 一宮市教育文化部学校給食課

担当者 : 森、浅井、松岡

住所 : 〒491-0013 一宮市北小渕字寺山南100番地 南部学校給食共同調理場

TEL : 0586-28-8650

E-mail : gakkokyushoku@city.ichinomiya.lg.jp

別紙1 リスク分担表 (案)

○ … 主分担 △ … 従分担

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	公募手続	1	公募書類の誤り、公募手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得 遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への 賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の 変更	13	市の方針により、事業の内容が変更される場合	○	
	金利変動	14	基準金利確定日までの金利変動のうち、基準金利の変動	○	
		15	基準金利確定日までの金利変動のうち、事業者提案のスプレッド分の変動		○
		16	基準金利確定日の翌日以降の金利変動		○
	物価変動	17	本施設供用開始前のインフレ・デフレ	△	○
		18	本施設供用開始後のインフレ・デフレ	○	
	資金調達	19	本事業に必要な資金の確保		○
	本事業の中 止・延期	20	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		21	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	不可抗力	22	不可抗力による損害	○	△
契約前	応募費用	23	本事業への応募に係る費用		○
	契約の未締 結・遅延	24	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		25	議会の議決が得られない場合	△	△
		26	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	
設計	測量・調査	27	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		28	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計 ・仕様変更	29	市の帰責事由により変更する場合	○	
		30	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設 計費等増大	31	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		32	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了 遅延	33	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		34	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
建設	用地の確保	35	本事業用地の確保ができないまたは遅延した場合	○	
	用地の瑕疵	36	市が公表した資料や現地確認により予見可能なもの		○
		37	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質・地盤	38	基本設計時の地質調査で予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
	工事遅延	39	市の帰責事由によるもの	○	
		40	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	41	市の帰責事由によるもの	○	
		42	事業者の帰責事由によるもの		○
要求性能未達	43	本施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○	
施設損害	44	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
工事監理の不備	45	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
維持管理・運営	運営開始の遅延	46	市の帰責事由によるもの	○	
		47	事業者の帰責事由によるもの		○
	支払遅延・不能	48	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求性能未達	49	事業者の行う維持管理・運営業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費増大	50	市の帰責事由によるもの	○	
		51	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷	52	市の帰責事由によるもの	○	
		53	経年劣化によるもの		○
		54	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○
	施設瑕疵	55	瑕疵担保期間内		○
		56	瑕疵担保期間終了後	○	
	需要変動	57	給食方法等の変更	○	
		58	本施設の業務従事者等に新型コロナウイルス感染症等の感染者又は感染疑いの者が発生し、保健所等の指示・方針により給食提供を中止した場合の対応費用	○	△
		59	児童生徒数、教職員数の変動		○
		60	食べ残し等による残渣の変動	○	
	異物混入・食中毒等	61	市の帰責事由によるもの	○	
62		事業者帰責事由によるもの		○	
63		上記以外の第三者等の帰責事由によるもの	○	△	
食物アレルギー対応	64	食物アレルギーのある児童生徒の情報収集不備、市からの情報伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○		
	65	突発的な発症（事前の把握が困難な食物アレルギー物質による）	○		
	66	事業者の帰責事由によるもの		○	

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営	配送の遅延	67	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
		68	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		69	調理の遅延によるもの		○
		70	事業者の交通事故による遅延		○
		71	食材の納入遅延による遅延	○	
	運搬費増大	72	配送校の変更による運搬費の増大	○	△
		73	交通事情の悪化による運搬費の増大		○
移管	性能確保	74	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続き	75	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及びSPCの清算手続きに伴うもの		○